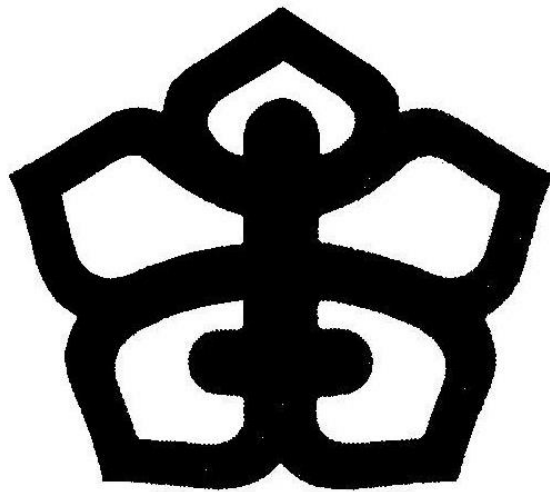


学校いじめ防止基本方針

～～～ いじめを しない させない 見逃さない ～～～



令和7年4月
高島市立本庄小学校

目 次

I いじめ対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・1

- 1 はじめに
- 2 いじめ防止等の対策に対する基本理念
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの認知

II 学校における施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

- 1 学校の基本的施策
- 2 学校の取り組み（別添1）
- 3 いじめ防止等の対策のための組織・対応図（別添2－1・2－2）
- 4 行動計画および年間計画
- 5 重大事態への対処
- 6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

（別添1）学校の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4

学校の取組

- （1）教職員が一丸となって取り組む学校づくり
- （2）いじめの未然防止と早期発見
- （3）指導体制の強化
- （4）いじめの解消
- （5）職員研修の充実
- （6）家庭との連携
- （7）地域との連携

（別添2－1）いじめ防止等の対策のための組織・・・・5

（別添2－2）重大事態時の組織的対応図・・・・・・・・6

（別添3）行動計画および年間計画・・・・・・・・・・・・・7～8

高島市立本庄小学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。」いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考え、そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない」との基本認識に立ち、本方針は、本校の児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条によりいじめ防止等を目的に策定した。

2 いじめ防止等の対策に対する基本理念

＜いじめ防止対策推進法第8条による＞

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのため、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、さらにいじめが心身に及ぼす影響等を児童の理解を深めながら、いじめの防止等のための対策を行う。

3 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条による＞

「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものをさす。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれや集団による無視をされる。
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネット上やSNSなどで誹謗中傷を受けたり、嫌なことを書かれたりする。等々

4 いじめの認知

いじめについての共通理解を図り、教職員は、以下の項目について基本的な認識を持ち、いじめ事象の発見に努める。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 学校における施策

I 学校の基本的施策

学校におけるいじめの防止 <いじめ防止対策推進法第15条による>

- ・学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、人権集会等を実施する。

2 学校の取組 ※詳細は、別添1に記載

(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

(2) いじめの未然防止と早期発見

(3) 指導体制の強化

(4) いじめの解消

(5) 職員研修の充実

(6) 家庭との連携

(7) 地域との連携

3 いじめの防止等の対策のための組織 ※詳細は、別添2-1に記載

- ・いじめ防止対策推進法第22条による「校内いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・いじめの兆候を見逃さず、迅速にかつ組織的に対応し、未然防止や早期発見に取り組み、いじめ事案の発生の際は、組織的に系統だった対処をすることを目的とする。

4 行動計画および年間計画 ※詳細は、別添3に記載

5 重大な事態への対処 ※重大事態の組織的な対応については、別添2に記載

◎重大事態「いじめ防止対策推進法」第28条に掲げる①②の場合をいう。

- ① いじめにより、児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

◎当該事案が重大事態と判断した場合には、以下のとおり対応する。

- ・高島市教育委員会に報告するとともに、直ちに関係機関に通報し、適切な援助を求める。また、校内においては、別記のような組織的対応を図る。
- ・当該いじめの対処については、高島市教育委員会及び滋賀県教育委員会と連携し、外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、高島市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・いじめ対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

年度末に、年間の取り組みや事案・事象の再点検を実施し、不備な箇所の修正と取り組みの反省を行い、改善を図る。

(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

- ①正義感や人権尊重の意識等の育成・・・人権教育の充実
 - ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に指導し、理解させます。
 - ・児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ②わかる授業、魅力ある授業の創造
 - ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てます。
 - ・一人ひとりの児童に、各学年の基礎的な学習内容の確実な定着を図ります。
 - ・一人学び（自己解決）、学び合い（相互解決）の場を設定します。
 - ・ノート指導の充実から、考え表現する児童の育成に努めます。
 - ・学校のきまり、学習指導等の共通実践を行います。
- ③道徳教育や特別活動の充実
 - ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育てます。
 - ・「いじめをしない」「いじめを許さない」を合言葉に「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童一人ひとりに徹底します。
 - ・人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する心を育てます。
 - ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てます。
- ④認め合い、相談できる集団づくり
 - ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努めます。
 - ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。
 - ・配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していきます。
- ⑤児童との信頼関係づくり
 - ・授業や活動、遊びなどを通して児童と楽しい時間を共有することで心の距離を縮め、深い信頼関係を築きます。
 - ・児童が「自分も認められた！」と自己肯定感を得られるよう、日常生活の中で温かい声かけをしていきます。
 - ・児童の気になる事象については、教育相談や家庭訪問をするなどして、迅速に対応をします。
- ⑥児童による主体的な活動の展開
 - ・人権集会や異年齢集団での話し合い活動などを通して、児童自らがいじめ撲滅について考え、発信する機会を設けます。
 - ・児童が相手の感情や心の痛みを共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための教育活動を取り入れます。

(2) いじめの未然防止と早期発見

- ①些細な変化を見逃さない取組
 - ・教職員が児童と共に過ごす時間を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図ります。
 - ・担任を中心に、教職員は児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努めます。
 - ・いじめの早期発見や未然防止を目的として、全ての保護者に「子どもたちのＳＯＳ早期発見アンケート」を実施します。
 - ・児童の気になる言動を察知した場合は、すぐに適切な指導を行い、人間関係の修復にあたります。
- ②児童へのアンケートの実施
 - ・児童へのアンケートは、いじめの早期発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて毎学期１回以上実施します。記名・無記名・持ち帰りなど児童の実情に応じた方法で実施します。
- ③教育相談の実施
 - ・児童が日頃から気軽に教職員に相談できる環境をつくります。
 - ・毎学期、「ふれあい週間」を設けて児童にアンケートを実施するとともに、担任が児童一人ひとりと話して悩み事を聞く教育相談を毎学期１回実施します。
 - ・いじめの早期解決に向けて、必要に応じて関係機関と連携しながら対応していきます。
- ④情報交換会の実施
 - ・生徒指導に関する推進委員会や全体会、職員会議などで情報の共有化に努めます。
 - ・「ふれあい週間」で出てきた児童の問題については、『子どもを語る会』の中で情報を共有します。

- ⑤インターネットを通じて行われるいじめへの防止と対処
 - ・インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、危険性の学習を計画的に実施していきます。
 - ・情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について児童の確かな理解を図ります。

(3) 指導体制の強化

- ①「報告、連絡、相談、確認、記録」の徹底
 - ・日頃から、「報告、連絡、相談、確認、記録」の流れを徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。
- ②全教職員による組織的な対応
 - ・いじめが疑われる事案は、直ちに管理職に報告するとともに、組織的に対応します。また、職員会議を通して校内で情報を共有するようにします。
- ③スクールカウンセラーや各関係機関との連携
 - ・関係各機関との連携を密にし、いじめが発生した際は、迅速にかつ適切に協力し合っていじめの早期解決を図ります。

(4) いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していることとします。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめられている児童が心身の苦痛を感じていないこと、また、本人および保護者に面談し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。

(5) 職員研修の充実

- ①指導力の向上
 - ・各種の研修会に積極的に参加して研修を積み、指導力の向上を図ります。
- ②校内研修の充実
 - ・いじめの防止等の対策に従事する人材の育成、及びいじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。
 - ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行います。

(6) 家庭との連携

- ①保護者と学校が一体となった学校づくり
 - ・保護者と教職員の信頼関係の確立を図ります。
 - ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。
 - ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、学校運営協議会等で伝えます。
- ②いじめへの対応
 - ・いじめられている児童や保護者からの訴えを親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、児童をいじめから守ります。
 - ・教職員が気づいた、あるいは児童や保護者から訴えがあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握し、構造的に問題をとらえます。
- ③PTA活動の促進
 - ・PTA主催の生徒指導や情報モラル等に関する研修会を実施し、保護者と教職員が共通した認識を持てるよう取り組みます。

(7) 地域との連携

- ①学校運営協議会委員との連携
 - ・学校運営協議会委員に対して、いじめ対策にかかる取り組みについて積極的に相談し、幅広い意見を求め、学校の取り組み内容を確認します。
- ②地域への働きかけ
 - ・学校だよりを地域に回覧し、学校の取り組みや児童の様子について積極的に発信し、本校が抱える課題について理解と協力を求めています。

いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内体制について

校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭とする。

(2) 役割〔平常時〕

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめが疑われる事案があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

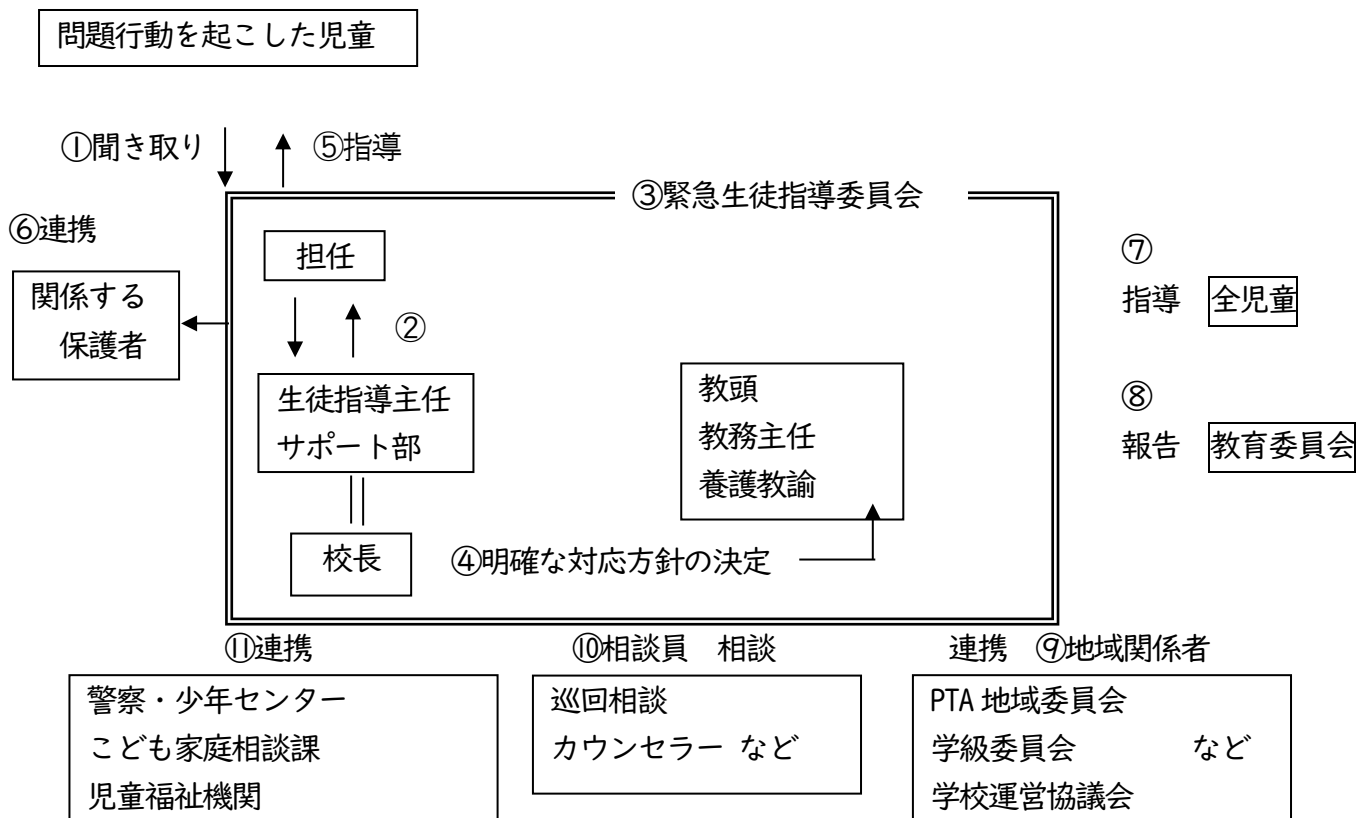
＜いじめの解消に関すること＞

- ・定例会議であがってきた各学年の児童に関する情報をもとに、児童の状況把握と分析にあたる。
- ・いじめに関する校内体制が機能しているか点検する。

＜臨時委員会の開催＞〔問題発生時〕

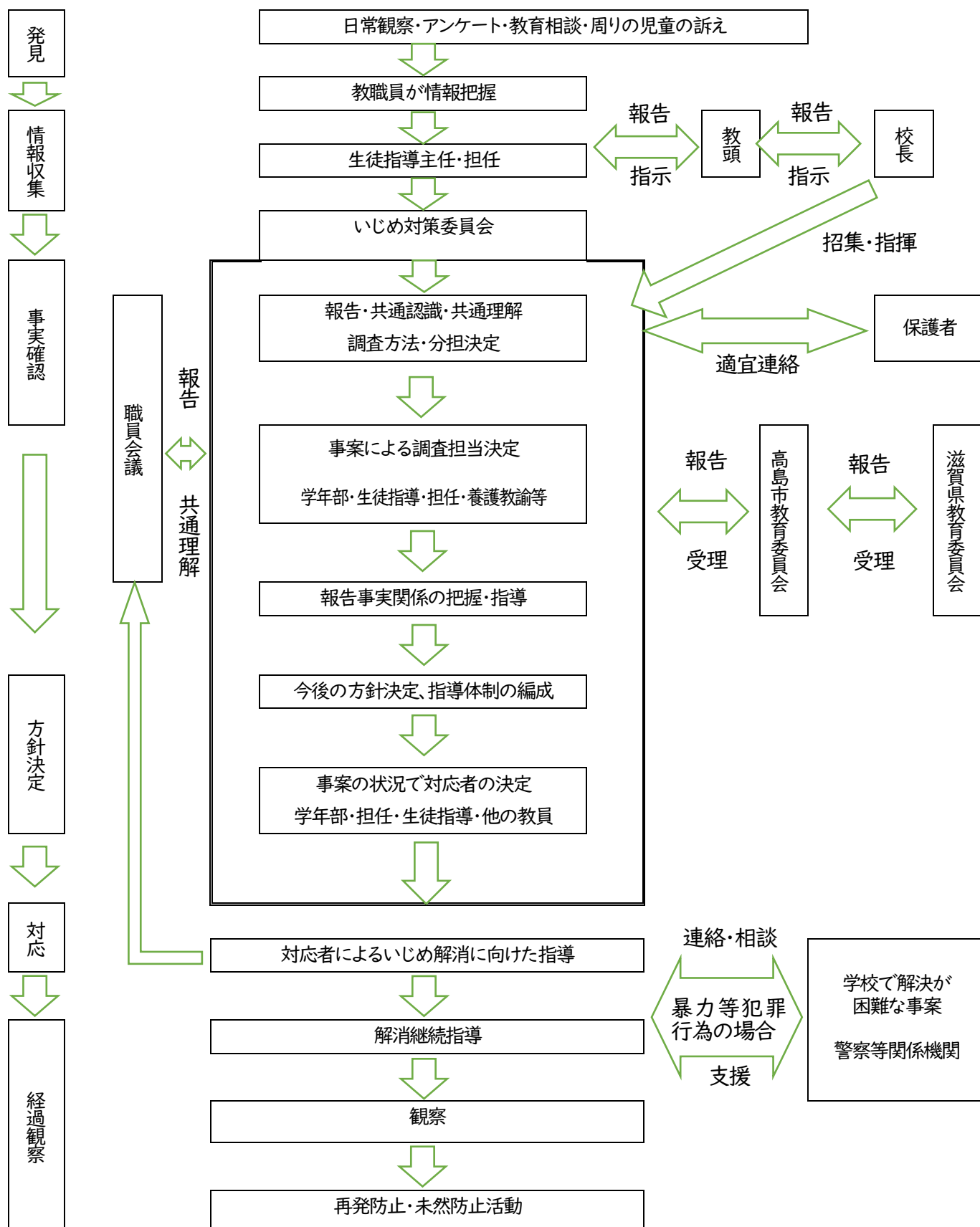
- ・児童・保護者からのアンケート調査や教職員の評価を行い、評価に基づいて改善を図る。

《 通常の問題行動発生時の対応組織図 》



別添2-2

《 重大事案時の組織的対応図 》



令和7年度 ストップいじめ行動計画

高島市立 本庄小学校

わたしたちは、いじめをしない させない 見逃さない

<教 員>

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 言語環境の整備
 - ・教職員自ら「さん」付けを励行することで人権を大切にする心を表す。
 - ・きれいな言葉や正しい言葉で話しかけるよう心がける。
- 不正に対して厳しい態度で対応
- 人権教育の推進
 - ・全教育活動を通して、差別や偏見なく個性を尊重する精神を育む。

未然防止と早期発見に努めます

- 児童の姿を様々な場で把握し、事象を共有
 - ・児童の休み時間や下校の様子を観察し、気になる事象について共有する。
- 共に学び合える学級づくり
 - ・学びの場を整え、自分の考えを話せる学習環境を整える。
- インターネットの怖さや危険性の指導

職員研修の充実を図ります

- 個を大切にした指導の実践
 - ・個や集団に応じた指導や学習内容の精選を図る。
- 教育相談の充実
 - ・気になることは気軽に相談できる体制を整え、必要に応じて専門機関と連携する。

指導体制の強化に努めます

- 本庄小のきまりや生活に関わることは、同じ姿勢で指導
- 公共意識（トイレのスリッパそろえ・廊下歩行など）の指導を徹底する。

説明責任を果たします

- 些細なトラブルも記録に残し、場合によっては保護者へ連絡
- 基礎学力の定着
 - ・家庭での宿題や自主学習を通して、学習内容の定着を図る。

<子ども>

いじめのない楽しい学校をつくります

- 気持ちのよいあいさつをする。
- 「本庄小のきまり」を守って生活する。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 友だちのよいところを大切にする。
- 友だちの考えを認め、自分の考えをしっかりと相手に伝える。
- 自分たちの生活を毎月振り返り、反省する。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 困ったことや心配なことは、先生やお家の人にいつでも相談する。

<保護者・地域>

子どもを見守り、向き合います

- 地域で子どもを守り育てる意識を高める。
- 地域の問題は地域で解決するよう、地域の教育力を向上させる。
- 会話を通して子どもの心の変化を見守る。

PTA活動を促進します

- 様々なPTA活動を通して、保護者同士がつながりを深める。

学校と協力し、解決にあたります

- 家庭学習のめやすの時間を守り、家庭での学習環境を整える。
- 地域の問題などを学校に伝え、早めに対処する。
- インターネットの危険性を伝える。

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」

(高島市立 本庄小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4月	☐ 児童情報の引継ぎ・情報交換 ☒ 生徒指導に関する共通理解 ☒ 子どもを語る会 ☒ 「いじめは許さない」学校宣言 ☐ 学級開き「本庄小のきまり」の確認・学級のルールづくり ☐ 通学班別集会「登校のきまりと注意」の確認 ☐ 1年生歓迎会	▲学習・基本的な生活に関する文書配布 △連休の過ごし方についての文書配布 ◆いじめについて共通理解【学校運営協議会】
5月	☒ 教育相談に関する共通理解 ☐ 児童集会 ☐ 集団行動と社会規律 ☐ ○JRC活動の年間計画の作成	▲学級懇談会（学級経営について）【保護者】 ▲◆PTA総会・地域交流会【保護者】 （保護者へいじめ対策についての説明と啓発） ◆運動場の除草作業【地域ボランティア】
6月	☐ 児童対象 いじめアンケート ☐ 保護者対象 いじめアンケート ☒ 「ふれあい週間」における教育相談 ☒ たてわり班による活動（びわ湖活動）	◆運動場の除草作業【地域ボランティア】 △びわ湖活動における児童の支援【保護者】
7月	☒ 第1回 学校評価 ☒ 1学期の振り返りアンケート ☒ 子どもを語る会・教育相談 ☒ 学校評価の考察 ☒ 学校運営協議会委員との懇談	◆運動場の除草作業【地域ボランティア】 △個別懇談会（学習・生活状況詳細報告）【保護者】 ▲◇朝のラジオ体操の見守り【保護者・地域】
8月	☐ 全国学力・学習状況調査の結果の考察	▲◇朝のラジオ体操の見守り【保護者・地域】
9月	☒ PTA親子学ぶ会	▲PTA親子学ぶ会【保護者】 ◆運動場の除草作業【地域ボランティア】 ▲◆PTA環境整備作業【保護者・地域】
10月	☒ 運動会に向けたたてわり集団での活動 ☒ 運動会 ☐ 小集団での規律と社会性の育成（校外学習） ☒ マラソン大会	◆運動場の除草作業【地域ボランティア】 ▲運動会のPTA競技【保護者】 ◇マラソン大会ボランティア【地域】
11月	☐ スマホ・ネット安全教室 ☐ 児童対象 いじめアンケート ☐ 保護者対象 いじめアンケート ☒ 「ふれあい週間」における教育相談	▲親子で命の大切さを考える性教育【5年生】
12月	☒ 校内人権週間での取組 ☒ 人権集会 ☒ 2学期の振り返りアンケート ☒ 子どもを語る会・教育相談 ☒ 学校評価の考察	◆校舎の清掃作業【地域ボランティア】 △個別懇談会（学習・生活状況詳細報告）【保護者】
1月	☒ 学校評価の考察（次年度構想） ☒ PTA家庭教育学級（教育講演会）	▲PTA家庭教育学級（教育講演会）【保護者】
2月	☐ 児童対象 いじめアンケート ☐ 保護者対象 いじめアンケート ☒ 「ふれあい週間」における教育相談	△今年度の活動の振り返り【PTA役員】
3月	☐ 6年生を送る会 ☒ 子どもを語る会・教育相談 ☐ 立志祭（中江藤樹に学び、志を立てる） ☒ 指導記録のまとめ・引継ぎ	△6年児童に向けたマナー講座【PTA役員】
年間を通して	☐ 児童によるあいさつ運動 ☐ 児童による様々なJRC活動の取組 ☒ 教職員による児童観察（長休み・昼休み） ☐ 情報交換（孤立児童・要観察児童等） ☒ 情報交換会（全教職員） ☐ 学校生活や長期休業中の生活指導	△授業参観・学校行事への積極的な参加 ▲◆登校時の付き添い・あいさつ運動 △朝の交通指導 ▲◆朝の本の読み聞かせ（ぶっくママ） ▲朝読書活動の見守り等（学校応援団） ◆学校運営協議会 ◆児童の様々な活動における学校支援ボランティア

□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
 特に重点的に取り組む内容・・・■、●、▲、◆のマーク